

裁 決 書

審査請求人

住 所 秋田県湯沢市 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

処 分 庁

湯沢市福祉事務所長

審査請求人が平成28年7月1日に提起した処分庁による保護廃止決定処分に係る審査請求（平成28年第6号（福政））について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求に係る処分を取消す。

事案の概要

1 平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日、処分庁は、審査請求人の傷病を理由に生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護を開始した。

また、審査請求人に対する援助方針の一つとして病状回復後の就労指導を決定し、同年[REDACTED]月から指導を開始した。

2 審査請求人の保護開始前の就労歴は[REDACTED]（2年程）、[REDACTED]（1年程）、[REDACTED]（[REDACTED]）である。保護開始後は知人からの紹介等で、不定期かつ短期間ながら[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]（[REDACTED]）による就労を行っていた。

また、学歴は[REDACTED]で年齢は50歳代、運転免許もなく、現在の居住地はハローワークまで公共交通機関を利用して2時間程度かかる地域にある。

求職活動については、処分庁に対し、「求職活動状況・収入申告書」にて報告していた。

3 平成27年11月10日、処分庁はケース診断会議を開催し、審査請求人の就労指導について検討した結果、同年11月30日を履行期限とする法第27条による指導指示



を決定し、決定後、審査請求人に対し、口頭で指導を行うとともに、指導指示に従わない場合はしかるべき手続きを経た後、保護の停廃止がなされることもあることを説明した。審査請求人は処分庁に対し、履行期限中にハローワークへ通い、求人情報の閲覧、職業相談・職業紹介の実施及び求人先への応募を月6回以上、求人先との面接を月2回以上、そして知人等ハローワーク以外からの紹介に対する応募や面接を月4回以上行うことを記載した自立活動確認書を提出した。

4 審査請求人は、平成27年11月30日付けの求職活動状況・収入申告書を処分庁へ郵送し、11月10日以降の求職活動状況（11月11日から27日までの計4日、ハローワーク職員の確認印なし）について、活動日数4日のうち3日、ハローワークを訪問した旨を報告した。

5 平成27年12月8日、処分庁は審査請求人と面接し、求職活動状況・収入申告書にて報告された活動内容について、全てのハローワーク訪問時において窓口相談は行わず、求人票の閲覧のみであったことを聴取した。

6 平成27年12月10日、処分庁は審査請求人と面接し、その後の求職活動状況を聴取し、口頭による指導指示が履行されていないことを確認の上、審査請求人に対し、法第27条による同日付の指導指示書を読み上げ、これを手交した。

処分庁は指導指示書において、「1指導事項・内容」として「(1)就職するまでの間、週3回ハローワークへ行き求職活動をすること。」、「(2)ハローワークでは求人票を見るだけでなく、窓口で相談し、紹介先で面接を受けるなど具体的に活動すること。」と明示し、「2指導・指示を行う理由」として「平成27年11月10日、担当ケースワーカー、査察指導員、保護班長より法の趣旨、制度についての説明を行いましたが、真摯に求職活動をする態度がみられませんでした。よって、ハローワークに通うだけでなく、窓口で相談し、職種を選ばず紹介してもらい、面接に至るように努力するよう、11月30日を期限とし、同法第27条による口頭指導を行いました。なお、その際に、当該求職活動に係る交通費は一時扶助として支給することも説明いたしました。しかし、その後も求職活動に改善がみられないことから、あなたの生活が向上し、自立に向けられるよう文書により同法第27条の指導・指示を行うものです。」と明示し、「3履行期日」として「平成27年12月の求職活動状況を平成28年1月6日までに書面により報告してください。その際は、指示事項（1）及び（2）について履行したかどうか詳しく記載してください。」と明示した。

そして、処分庁は、審査請求人に対し、指導指示事項が履行できなかった場合、保護の停止又は廃止もありうることを説明した。

7 審査請求人は、平成27年12月28日付けの求職活動状況・収入申告書を処分庁へ郵送し、文書による指導指示開始以降の求職活動状況（12月11日から24日までの計7日）について、活動日数7日すべてハローワークへ行き窓口相談を行った結果3件の紹介があり、うち2件は応募したもの採用には至らなかったこと及び残り1件は学歴の条件を満たしていなかった旨を報告した。

8 平成28年1月6日、処分庁は審査請求人と面接し、12月の求職活動状況について、ハローワーク職員の確認印により週3回のハローワーク通い及び窓口相談が行われていたことを確認し、審査請求人に対し、就労支援員による支援（履歴書の書き方、面接の仕方等）を提案し、審査請求人はこれに同意した。

また、就労支援員が審査請求人に対し、乗合タクシーの利用により通勤可能な温泉宿泊施設の洗い場及び清掃業務の求人を紹介し、審査請求人は翌7日にハローワークへ行くこととなった。

9 審査請求人は、平成28年1月31日付けの求職活動状況・収入申告書を処分庁へ郵送し、1月の求職活動状況（1月7日から30日までの計5日、うちハローワーク職員の確認印が1日）について、活動日数5日のうち3日はハローワークに行き、そのうち1日は就労支援員から紹介された温泉宿泊施設について窓口相談を行った結果、面接を受けたが、乗合タクシーでは就業開始時間（朝6時）に間に合わないため就職には至らなかったこと、2日は求人情報の収集を行ったこと及び残りの2日は知人に洗い場の仕事を相談したが仕事先の紹介はなかった旨を報告した。

10 平成28年2月5日、処分庁は審査請求人と面接し、1月の求職活動状況について、ハローワーク職員の確認印が1日だけだったことについて、審査請求人から理由を聴取した。

11 平成28年2月10日、処分庁は審査請求人と面接し、法第27条による指導指示違反により今後、法第62条第3項による保護の停止処分が予定されること、処分に当たり同条第4項により2月25日の午後1時30分に弁明の機会が付与されること及び開催場所を説明し、その旨を明記した弁明の機会付与通知書を手交した。

12 平成28年2月25日、審査請求人が弁明の機会の開催場所に現れなかったため、処分庁は審査請求人と通話し、指導指示に従わない正当な理由が認められないため保護の停止処分が行われる見込みであること、追って処分が書面で通知されること及び保護停止期間中も求職活動を継続するよう伝えた。

13 審査請求人は、平成28年2月28日付けの求職活動状況・収入申告書を処分庁へ郵送し、2月の求職活動状況について、2月8日にハローワークに行き、窓口相談したも

のの求人の紹介はなかった旨を報告した（ハローワーク職員の確認印あり）。

- 14 平成28年3月15日、処分庁は審査請求人から提出された2月の求職活動状況・収入申告書を受け、平成27年11月10日のケース診断会議結果に基づき、4月1日付で法第62条第3項に基づく指導指示違反による保護の停止を決定し、3月28日、これを審査請求人へ通知した。
- 15 審査請求人は、平成28年3月31日付けの求職活動状況・収入申告書を処分庁へ郵送し、3月（3月4日から25日までの計4日）の求職活動状況について、ハローワークに4日行き、求人情報を収集した旨を報告した（ハローワーク職員の確認印なし）。
- 16 平成28年4月11日、処分庁は来所した審査請求人に対し、5月末までに指導指示の履行状況に改善が見られなければ、再度弁明の機会を設けた上で保護の廃止処分がなされることを説明した。
- 17 審査請求人は、平成28年4月30日付けの求職活動状況・収入申告書を処分庁へ郵送し、4月の求職活動状況（4月1日から25日までの計4日）について、ハローワークに4日行き、求人情報を収集した旨を報告した（ハローワーク職員の確認印なし）。
- 18 平成28年5月11日、処分庁は審査請求人と面接し、指導指示書による指導内容を再度説明し、5月末までに履行するよう指導した。
- 19 平成28年5月31日、処分庁は審査請求人との面接において、審査請求人から求職活動状況・収入申告書を微取し、5月の求職活動状況（5月6日から20日までの計3日、ハローワーク職員の確認印なし）について、ハローワークに3日行き、求人情報を収集した結果、1件について履歴書を郵送したもの採用には至らなかったことを確認した。その結果、5月末までに改善が見られなかつたと判断し、再度、弁明の機会を設ける予定である旨を説明した。
- 20 平成28年6月2日、処分庁はケース診断会議を開催し、法第62条第3項による保護の廃止処分に先立ち、同条第4項による弁明の機会の付与を決定した。
- 21 平成28年6月3日、処分庁は審査請求人に対し、同年6月20日の午前10時に弁明の機会が付与されること及び開催場所を記載した弁明の機会付与通知書を配達証明で通知した。
- 22 平成28年6月20日、弁明の機会付与に審査請求人が出席しなかつたため、機会終了後に審査請求人へ電話するも応答がなかつた。
- 23 平成28年6月24日、処分庁は審査請求人に対し、同年7月1日付けの保護廃止決定を通知した。
- 24 審査請求人は、平成28年7月1日、秋田県知事に対し、本件処分の取消しを求める

審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 高齢で~~■~~、無資格、就労歴も乏しい自分に適した求人はほとんどない。

また、公共交通機関で片道2時間もかかるにもかかわらず、週3回もハローワークに行けという処分庁の指導指示は過度であり違法である。

(2) 処分庁が通知した法第27条による指導指示書の履行期限は平成28年1年6日であり、処分庁の指導指示どおり求職活動を行ったことを報告したことで当該文書は失効している。本件処分は無効な指導指示書を根拠とした法第27条による指導指示違反を理由に保護の廃止を決定したもので違法であり、取消されるべきである。

2 処分庁の主張

(1) ハローワーク湯沢に新規登録される求人は1日当たり平均11件ある。一般に失業者は一日でも早く就職するため毎日でもハローワークに通い、少しでもいい条件の仕事を他の求職者よりも早く見つけようとするものである。特に被保護者は、あらゆる能力を活用することが要件とされているものであり、毎日求人が出ている以上は、毎日ハローワークに通うほうが理にかなうものであり、指導指示事項が審査請求人にとって過度な負担になるものとは言えない。

処分庁では「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知、以下「局長通知」という。) 第11の2の(3)にあるとおり、指導が形式化することのないよう配慮し、個別にケースを検討した上で指導内容を決定している。週3回ハローワークへ通うことという指示内容も、就労に向けた最適な回数を福祉事務所で判断して指示したものである。

(2) 指導指示の履行期限は、指導指示書にあるとおり「就職するまでの間」である。当該文書を審査請求人に手交する際に内容を読み上げて説明しており、審査請求人も理解の上受領に至っている。

さらに、平成28年1月以降も就労指導を継続しており、審査請求人は就職するまでの間、指導指示事項を遵守しなければならないことは理解していたと判断すべきであり、審査請求人の同年1月以降の求職活動状況を見れば、審査請求人が指導指示事項に違反していないとは認められない。

理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法

保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ（第27条第1項）、被保護者は、これに従わなければならない義務がある（第62条第1項）。

そして、保護の実施機関は、被保護者がその義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止することができると規定されている（第62条第3項）が、保護の実施機関の権限は、生活保護法施行規則（昭和25年5月20日厚生省令第21号、以下「省令」という。）第19条により、保護の実施機関が第27条第1項に基づき書面により行った指導又は指示に被保護者が従わなかった場合でなければ行使できない。

(2) 局長通知

保護の実施機関が保護受給中の被保護者に対し、法第27条による指導指示を行う場合は、局長通知第11の2の（1）において以下のように規定されている。

ア 傷病その他の理由により離職し、又は就職していなかった者が傷病の回復等により就労（そのために必要な訓練等につくことを含む。）を可能とするに至ったとき。

イ 義務教育の終了又は傷病者の介護もしくは乳児等の養育にあたることを要しなくなったため就労が可能となったとき。

ウ 現に就労の機会を得ていながら、本人の稼働能力、同種の就労者の収入状況等からみて、十分な収入を得ているものとは認めがたいとき。

エ 内職等により少額かつ不安定な収入を得ている者について、健康状態の回復、世帯の事情の改善等により転職等が可能なとき。

オ 就労中であった者が労働争議参加等のため現に就労収入を得ていないとき。

カ アからオまでに掲げる場合のほか、資産、扶養、他法他施策による措置等の活用を怠り、又は忌避していると認められるとき。

キ 次官通知第8の1による収入に関する申告及び局長通知第3による資産に関する申告を行わないとき。

ク 世帯の変動等に関する法第61条の届出の義務を怠り、このため保護の決定実施が困難になり、又は困難になるおそれがあるとき。

ケ 主治医の意見に基づき、入院、転院又は退院が必要であると認められるとき。

コ 施設に入所させ、又は退所させる必要があると認められるとき。

サ 施設入所者が施設の管理規程に従わないため、施設運営上困難を生じている旨当該施設長から届出があったとき。

シ キからサまでに掲げる場合のほか最低生活の維持向上又は健康の保持等に努めていない等被保護者としての義務を怠っていると認められるとき。

ス その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行うため、特に必要があると認められるとき。

そして、上記のアからオまでによる指導指示を行う際は、本人又は親族、知己による求職活動を促したり、適切な助言、指導又はあっせんを行い、これによることが適当でない場合は、公共職業安定所への連絡、紹介等について必要な指導指示を行い(第11の2の(2))、必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行い状況の把握に努めるとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行等について配慮し、指導指示が形式化することのないよう十分留意すること(第11の2の(3))と規定されている。

また、法第27条による指導指示は、口頭により直接被保護者(これによりがたい場合は、当該世帯主)に対して行うことを原則とし、これにより目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき及びその他の事由で口頭によりがたいときは文書による指導指示を行い、被保護者が文書による指導指示に従わなかつたときは、必要に応じて法第62条により所定の手続きを経たうえで当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこと(第11の2の(4))と規定されている。

(3) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)

被保護者が法第27条の規定による書面による指導指示に従わない場合の取扱いについては、課長通知第11の問1の答において、必要性が認められる場合に法第62条の規定による所定の手続きを経たうえで保護の変更、停止又は廃止を行うこと及び当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときはこれらの処分を行うに先立ち再度、法第27条により書面による指導指示を行なうことが規定されている。

また、保護の変更、停止又は廃止のいずれを適用するかの基準については、以下のように規定されている。

- 1 当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適當と認められる限度で保護の変更を行うこと。
- 2 1によることが適當でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指

導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。

なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合は、法第62条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止すること。

3 2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。

- (1) 最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。
- (2) 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- (3) 保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

なお、1から3に掲げる保護の変更、停止又は廃止は、当該処分を行うことを実際に決定した日から適用することを原則とするが、あらかじめ履行の期限を定めて指導指示を行った場合にはその指定期限の翌日まで遡及して適用して差しつかえない。

(4) 生活保護行政を適正に運営するための手引について（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、以下「手引」という。）

保護の実施機関による被保護者に対する指導指示から保護の停廃止に至るまでの具体的な対応については、手引のⅡにおいて以下のように規定されている。

1 法第27条による指導指示

(1) 口頭による指導

ア 生活上の義務、届出義務及び能力活用等に関して、定期的に助言指導を行ってもその履行が十分でなく、法第27条による指導指示が必要である場合には、援助方針、ケース記録、挙証資料、指導の経過等を踏まえ、組織として対応を協議する。

イ その結果、法第27条による指導指示が必要とされた場合は、具体的に指導指示を行い、それに対する本人の意見、対応状況等をケース記録に詳細に整理、記録する。

ウ 指導指示は、長期的に漫然と行わず、具体的に指導指示の内容、期間等を明示して行う。

エ 法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行うことを原則とする。

(2) 文書による指導

一定期間、口頭による指導指示を行ったにもかかわらず、目的が達成されなかつたとき、又は達成されないと認められるときに文書による指導指示を行う。

ア 文書での指導指示や保護の変更、停止又は廃止等が将来的に必要になると判断される場合は、口頭による指導指示の方法に準じ、ケース診断会議等に諮り、組織として、指導指示の理由、内容、時期等を検討しケース援助の全般を含めた具体的な方針を決定する。

イ 文書による指導指示は、指導指示書により、指導指示を行う理由、内容、対象等を分かりやすく、具体的に記載する。また必要に応じて、過去の指導状況を勘案しつつ、個別ケースに即して適切な履行期限を定める。

ウ 指導指示書には、法的根拠を明示し、指導指示に従わないとき（履行期限を定めた場合は、その期限までに履行されないとき）は、保護の変更、停止又は保護が廃止されることがある旨を記載する。

エ 指導指示書は、当該被保護者（これによりがたい場合は世帯主）に読み聞かせる等十分に説明したうえ手交し、受取証に署名等をさせる（手交の際、担当ケースワーカーだけでなく査察指導員が同席することが望ましい）。これによりがたい場合には、内容証明し郵送により行う。

オ 文書による指導指示後も、その履行状況の把握、必要な助言指導等を行いケース記録にその状況を記載する。

2 保護の変更、停止又は廃止

文書による指示を行っても正当な理由なく文書指示に従わない場合には、さらにケース診断会議に諮る等組織的に十分検討のうえ、弁明の機会を与える等法第62条第4項による所定の手続を経たうえで保護の変更、停止又は廃止の処分決定を行う。

(1) 予め当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知し、弁明の機会を与える必要がある。

(2) 指導指示に従わないことに対して正当な理由がない場合、又は、正当な理由がなく指定場所に来所しない場合は、保護の変更、停止又は廃止の処分決定を行う。

(3) 処分は、理由をわかり易く明記したうえで書面により通知する（この場合でも、不服申立て等を行うことができる旨を記載する）。

なお、指導指示に従わないことを理由として保護を廃止された者が、廃止後間もなく再度保護申請を行った場合においては、保護廃止に至った理由が解消されてい

ない場合は、保護の要件を満たさないものとして、申請を却下して差し支えない。

3 稼働能力のある者に対する指導指示

(1) 傷病を理由に稼働能力を活用していないか、又は稼働が不十分なケース

ア 現状の認識

本人の訴え、嘱託医・主治医からの意見、ケースワーカーからみた生活実態、稼働実態、医療要否意見書、レセプト（3～6か月）等から現状を確認し、ケース診断会議において稼働能力を判定する。

イ アの結果、就労又はさらに能力活用が可能である場合、口頭による就労指導を行う。就労指導の際、被保護者の権利義務について十分説明する。

なお、口頭指導によっても十分に稼働能力を活用しない場合には法第27条に基づく文書による指導指示を行う。

○ 能力を活用していない者、転職の指導及び就労日数等が少なく就労日数等の増加を指導した者に対しては、求職活動状況・収入申告書を提出させる。

○ また、保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者であって、就労による自立に向け「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」

（平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知）による取組が効果的であると認められる者については、当該通知に基づく支援を行うこと。

なお、今後能力活用が期待できる被保護者に対して、公共職業安定所等を通じて行う求職活動を支援するとともに、求職活動状況の報告、公共職業安定所の求職登録等を指示、自立支援プログラムへの参加、生業費、技能修得費、就労活動促進費、その他他法他施策を活用するなど、積極的な援助と効果的な指導を行う。

ウ 傷病を理由に指導に応じない者に対しては法第28条に基づく検診命令を行う。この際、被保護者に対して、法の趣旨を十分説明のうえ、文書でもって行う。（なお、検診命令に応じない場合は、法第28条第4項により保護の変更、停止又は廃止を行う。）

(2) 傷病以外の理由で稼働能力を活用していないか、又は稼働が不十分なケース

ア 適職がない等を理由に稼働しないものについては、稼働能力を活用するために誠実に求職活動等をしているかどうか、日雇い等で仕事の不安定を理由に稼働が不十分なものについては、稼働能力を活用するために誠実に稼働しているか、又は能力活用が不十分かどうかをケース診断会議等において判定する。こ

の場合、年齢、能力、健康状態及び地域における雇用の状況等を総合的に判断する。

イ アの結果、能力活用していないか又は不十分な場合、口頭による就労指導を行う。その際、被保護者の権利義務について十分説明する。

○ 適職がない等を理由に稼働しないものについては、求職活動状況・収入申告書を提出させる。日雇い等で仕事の不安定を理由に稼働が不十分なものについては、現在の仕事で収入増が期待できるものは、稼働日数等増の指導を行い、仕事が不安定等により収入増が期待できないものは、転職指導を行うとともに、積極的な援助と効果的な指導を行う。その際、求職活動状況・収入申告書を提出させる。

○ また、保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者であって、就労による自立に向け「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について(平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知)による取組が効果的であると認められる者については、当該通知に基づく支援を行うこと。

なお、今後能力活用が期待できる被保護者に対して、公共職業安定所等を通じて行う求職活動を支援するとともに、求職活動状況の報告、公共職業安定所の求職登録等を指示、自立支援プログラムへの参加、生業費、技能修得費、就労活動促進費、その他他法他施策を活用するなど、積極的な援助と効果的な指導を行う。

4 履行期限を定めた指導指示

(1) 指導指示を行う場合には、口頭、文書を問わず、長期的に漫然と行わず、指導指示の内容、履行期限等を具体的に明示して行うことが重要となる。

(2) 履行期限を定めた場合においては、履行期限が到来するまでの間、本人による履行の努力を求めるだけでなく、保護の実施機関においても積極的な援助と効果的な指導を行うことが求められる。

例えば、就労に関して適職がないこと等を理由に稼働しない者に対して指導指示を行った場合には、求職活動状況・収入申告書を提出させたうえで、公共職業安定所等における求職活動や求職登録等を行わせる等自立に向けた取組を求めるだけでなく、保護の実施機関としても、公共職業安定所等への同行訪問を適宜行う等求職活動を支援するとともに、就労に関する自立支援プログラムへの参加の勧奨、生業費、技能修得費、その他他法他施策の活用など具体的

な支援について検討していくこととなる。

- (3) 口頭指導による指導指示に十分対応していないと判断される場合には、さらに組織として対応を協議し、必要に応じて、個別ケースに即して適切な履行期限を定めたうえで、法第27条に基づく文書による指導指示を行う。
- (4) 指導指示書には、法的根拠を明示し、履行期限までに履行されないとときは、保護の変更、停止又は保護が廃止されることがある旨を記載する。

この場合においても、保護の実施機関は被保護者に対し、指導指示内容の履行状況について報告を求めるだけでなく、具体的な援助や効果的な指導を行うことが求められる。

- (5) 文書による指示を行っても正当な理由なく文書指示に従わない場合には、さらにケース診断会議に諮る等組織的に十分検討を行ったうえで、弁明の機会を与える等法第62条第4項による所定の手続を経て保護の変更、停止又は廃止を行う。

特に履行期限を定め、その期限までに指導指示内容が履行されなかったことを理由として保護の停廃止を検討する場合には、単に期限が到来したことだけをもって判断するのではなく、期限までの間の指導指示に対する被保護者への取組状況や保護の実施機関における援助状況を十分に検討することが必要である。

2 本件処分について

- (1) 処分序が審査請求人に通知した法第27条による指導指示書について

省令第19条は、法第62条第3項に規定する保護の実施機関の権限につき、法第27条第1項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならない旨を定めているが、その趣旨は、「保護の実施機関が上記の権限を行使する場合にこれに先立って必要となる同項に基づく指導又は指示を書面によって行うべきものとすることにより、保護の実施機関による指導又は指示及び保護の廃止等に係る判断が慎重かつ合理的に行われることを担保してその恣意を抑制するとともに、被保護者が従うべき指導又は指示がされたこと及びその内容を明確にし、それらを十分に認識し得ないまま不利益処分を受けることを防止して、被保護者の権利保護を図りつつ、指導又は指示の実効性を確保することにあるものと解される。」(平成26年10月23日最高裁判決、以下「判例」という。)とされている。

そして、指導指示の履行期限については手引のⅡの4の(1)により、口頭、文書を問わず、長期的に漫然と行わず、具体的に明示するよう規定されている。

処分庁が審査請求人に通知した法第27条第1項に基づく指導指示書は、指導指示の内容については具体的に明示されていると認められるが、履行期限については「1指示事項・内容」において「就職するまでの間」と明示する一方で、「3履行期日」において「平成28年1月6日まで」と明示されているため履行期限がどちらなのか不明瞭である。実際、処分庁が指導指示書を手交する際に内容を説明したにもかかわらず、審査請求人は平成28年1月6日が履行期限だと認識していたと主張していることからも、指導指示の内容が十分認識されていたとは言えない。

したがって、本件処分にかかる指導指示書の履行期限は、判例及び手引のⅡの4の(1)により、「就職するまでの間」という不確定な履行期限ではなく平成28年1月6日と捉えるのが妥当である。

そして、審査請求人は事案の概要7のとおり、処分庁に対し求職活動を報告しており、その活動内容（週3回ハローワークに通い窓口相談を行い、紹介先に書類及び電話で応募した）は指導指示書に従った活動と認められるため、指導指示書は履行期限を超過した平成28年1月7日以降は無効となり、処分庁が指導指示を継続するためには、局長通知第11の2の(4)及び手引のⅡの4の(1)により改めて具体的な履行期限を設定した指導指示書を審査請求人に通知しなければならない。

(2) 本件処分について

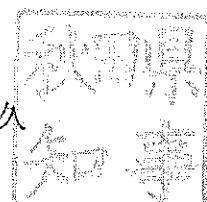
省令第19条により、法第62条第3項による保護の廃止の決定は、被保護者が法第27条による文書による指導指示に従わなかった場合に行わなければならないが、本件処分は(1)のとおり無効となった指導指示書を根拠に決定されていることから、省令に違反しており取消されるべきである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年9月29日

審査官 秋田県知事 佐竹 敬久



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1月以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して1月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表するものは市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表するものは知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。